

## ○「医療法人制度について」（平成19年3月30日医政発第0330049号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1 改正の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社会医療法人制度の創設について</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) なお、法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準及び第6号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に関する事項等については、<u>「社会医療法人の認定について」(平成20年3月31日付医政発第0331008号厚生労働省医政局長通知)を参照されたい。</u></p> <p>3 残余財産の帰属すべき者について</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) なお、<u>規則第35条の2第2項</u>の規定により、合併前の医療法人のいずれもが経過措置医療法人である場合には、合併後存続する医療法人について経過措置医療法人とすることができること。</p> <p>4 医療法人の管理体制について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第51条から第52条までの規定は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、<u>関係事業者との取引の状況に関</u></p>	<p>第1 改正の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社会医療法人制度の創設について</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) なお、法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準及び第6号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に関する事項等については、<u>追って通知する予定であること。</u></p> <p>3 残余財産の帰属すべき者について</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) なお、<u>規則第35条第2項</u>の規定により、合併前の医療法人のいずれもが経過措置医療法人である場合には、合併後存続する医療法人について経過措置医療法人とすることができること。</p> <p>4 医療法人の管理体制について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第51条から第52条までの規定は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び規則第33条に規定する書類</p>

する報告書及び規則第33条に規定する書類（以下「事業報告書等」という。）の作成、都道府県知事への届出及び閲覧に関する規定を整備することにより、医療法人の透明性の確保を図るものであること。

(3) なお、医療法人が作成しなければならない事業報告書等（社会医療法人債発行法人が作成する事業報告書を含む。）については、「医療法人における事業報告書等の様式について」（平成19年3月30日付医政指発第0330003号厚生労働省医政局指導課長通知）により取り扱われたいこと。

5～7 （略）

8 書類の保存期間について

(1) （略）

(2) よって、当該書類に関する医療法上の保存規定は存在しないこととなるが、規則第33条の2の12第2項の規定により、医療法人からの届出に係る書類について閲覧の請求があった場合は、都道府県知事は、過去3年間に届け出られた書類について行うことを定めており、当該閲覧を要する期間については、適正に保管されたいこと。

(3) （略）

第2～第4 （略）

（以下「事業報告書等」という。）の作成、都道府県知事への届出及び閲覧に関する規定を整備することにより、医療法人の透明性の確保を図るものであること。

(3) なお、医療法人が作成しなければならない事業報告書等（社会医療法人債発行法人が作成する事業報告書を含む。）については、別途医政局指導課長通知により取り扱われたいこと。

5～7 （略）

8 書類の保存期間について

(1) （略）

(2) よって、当該書類に関する医療法上の保存規定は存在しないこととなるが、規則第33条の2第2項の規定により、医療法人からの届出に係る書類について閲覧の請求があった場合は、都道府県知事は、過去3年間に届け出られた書類について行うことを定めており、当該閲覧を要する期間については、適正に保管されたいこと。

(3) （略）

第2～第4 （略）

○財団医療法人の寄附行為例（「医療法人制度について」（平成19年3月30日医政発第0330049号）別添2）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
財団医療法人の寄附行為例	備 考	財団医療法人の寄附行為例	備 考
<p>医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章～第6章 （略）</p> <p>第7章 理事会 第34条～第35条 （略） 第36条 理事会は、 （例1）各理事が招集する。 （例2）理事長（又は理事会で定める理事）が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 2～4 （略） 第37条 理事会の議長は、理事長とする。</p> <p>第38条～第40条 （略） 第8章～第10章 （略） 附 則 （略）</p>	<p>・原則、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を <u>寄附行為</u> 又は理事会で定めることができる。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章～第6章 （略）</p> <p>第7章 理事会 第34条～第35条 （略） 第36条 理事会は、 （例1）各理事が招集する。 （例2）理事長（又は理事会で定める理事）が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 2～4 （略） 第37条 理事会の議長は、理事長とする。</p> <p>第38条～第40条 （略） 第8章～第10章 （略） 附 則 （略）</p>	<p>・原則、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を <u>定款</u> 又は理事会で定めることができる。</p> <p><u>・過半数を上回る割合を定めることもできる。</u></p>

○「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（平成2年3月1日健政発第110号）の「別添」の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後			改正前		
項目	運営管理指導要綱	備考	項目	運営管理指導要綱	備考
I 組織運営			I 組織運営		
1 定款・寄附行為	<p>1 (略)</p> <p>2 定款又は寄附行為の変更が所要の手續きを経て行われていること。</p>	<p>・医療法第54条の9</p> <p>(注) 定款又は寄附行為の変更に関し、届出で良いとされる事項について、届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。<u>(医療法第93条第6号)</u></p>	1 定款・寄附行為	<p>1 (略)</p> <p>2 定款又は寄附行為の変更が所要の手續きを経て行われていること。</p>	<p>・医療法第54条の9</p> <p>(注) 定款又は寄附行為の変更に関し、届出で良いとされる事項について、届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。<u>(医療法第76条第5号)</u></p>
2 役員			2 役員		
(1)～(5) (略)			(1)～(5) (略)		
(6) 監事	<p>1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。</p> <p>また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>・<u>医療法第46条の4第3項</u></p> <p>・医療法第46条の5第8項</p>	(6) 監事	<p>1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。</p> <p>また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>・<u>(新設)</u></p> <p>・医療法第46条の5第8項</p>

<p>3 評議員 (財団たる医療法人)</p>	<p>1 自然人であること。 <u>2 欠格事由に該当していないこと。(選任時だけでなく、在任期間中においても同様である。)</u></p>	<p><u>医療法第 46 条の 4 第 2 項</u> ・欠格事由 <u>① 成年被後見人又は被保佐人</u> <u>② 医療法、医師法等、医療法施行令第 5 条の 5 の 7 に定める医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者</u> <u>③ ②に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、執行を受けることがなくなるまでの者</u></p>	<p>3 評議員 (財団たる医療法人)</p>	<p>1 自然人であること。 <u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>4 (略)</p>	<p><u>3～8</u> (略)</p>		<p>4 (略)</p>	<p><u>2～7</u> (略)</p>	
<p>5 会議</p>			<p>5 会議</p>		
<p>(1) (略)</p>			<p>(1) (略)</p>		
<p>(2) 審議状況</p>	<p>1～3 (略) 4 <u>社員総会及び評議員会における</u> 議決には、議長及びその議案に対する利害関係者が加わっていないこと</p>	<p>・社員総会 医療法第 46 条の 3 の 3 <u>第 4 項</u>、第 6 項 ・評議員会 医療法第 46</p>	<p>(2) 審議状況</p>	<p>1～3 (略) 4 議決には、議長及びその議案に対する利害関係者が加わっていないこと。</p>	<p>・社員総会 医療法第 46 条の 3 の 3 第 6 項 ・評議員会 医療法第 46</p>

<p>(3) (略)</p> <p>II (略)</p> <p>III 管理</p> <p>1 人事管理</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 会計管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会計処理</p> <p>(3) 債権債務の状況</p>	<p>と。</p> <p><u>理事会における議決には、その議案に対する利害関係者が加わっていないこと。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 剰余金を配当してはならないこと。剰余金に類するものも同様であること。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 債権又は債務が財政規模に比し過大になっていないこと。</p>	<p>条の4の4 <u>第3項</u>、第4項</p> <p>・理事会 医療法第46条の7の2第1項により読み替える一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第95条第2項</p> <p>・医療法第54条 (注) 剰余金の配当をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。<u>(医療法第93条第7号)</u></p> <p>・法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、理事又は清算人は、直ちに破産手続の申立てをし</p>	<p>(3) (略)</p> <p>II (略)</p> <p>III 管理</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 会計管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会計処理</p> <p>(3) 債権債務の状況</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 剰余金を配当してはならないこと。剰余金に類するものも同様であること。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 債権又は債務が財政規模に比し過大になっていないこと。</p>	<p>条の4の4第4項</p> <p>・理事会 医療法第46条の7の2第1項により読み替える一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第95条第2項</p> <p>・医療法第54条 (注) 剰余金の配当をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。<u>(医療法第76条第6号)</u></p> <p>・法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、理事又は清算人は、直ちに破産手続の申立てをし</p>
---	---	--	---	---	--

<p>(4) 会計帳簿等の整備状況</p> <p>(5) 決算及び財務諸表</p>	<p>1 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。</p> <p><u>2 会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならないこと。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 決算書(案)は社員総会又は理事会に諮る前に、監事の監査を経ていること。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 事業報告書等決算に関する書類を各事務所に備えておき、社員若しくは評議員又は債権者から閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供しなければならないこと。</p>	<p>なければならないこと。</p> <p>(注) 破産手続開始の申立てを怠った場合は、20万円以下の過料に処せられること。<u>(医療法第93条第8号)</u></p> <p><u>・医療法第50条の2第2項</u></p> <p><u>・医療法第51条第4項</u></p> <p><u>・医療法第51条の4</u></p> <p>(注) 備え付けを怠った場合、記載すべき事項を記載していない場合若しくは虚偽の記載をした場合又は正当な理由なく閲覧を拒否した場合は、20万円以下の過料に処せられること。<u>(医療法第93条第5号)</u></p>	<p>(4) 会計帳簿等の整備状況</p> <p>(5) 決算及び財務諸表</p>	<p>1 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 決算書(案)は社員総会又は理事会に諮る前に、監事の監査を経ていること。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 事業報告書等決算に関する書類を各事務所に備えておき、社員若しくは評議員又は債権者から閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供しなければならないこと。</p>	<p>なければならないこと。</p> <p>(注) 破産手続開始の申立てを怠った場合は、20万円以下の過料に処せられること。<u>(医療法第76条第7号)</u></p> <p><u>・医療法第51条第2項</u></p> <p><u>・医療法第51条の2</u></p> <p>(注) 備え付けを怠った場合、記載すべき事項を記載していない場合若しくは虚偽の記載をした場合又は正当な理由なく閲覧を拒否した場合は、20万円以下の過料に処せられること。<u>(医療法第76条第4号)</u></p>
---	---	---	---	---	---

<p>(6) (略)</p> <p>4 登記</p>	<p>7 決算の都道府県知事への届出が毎会計年度終了後3月以内になされていること。</p> <p>1 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 登記事項の変更登記は法定期間</p>	<p>・医療法第52条第1項 (注)届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。<u>(医療法第93条第6号)</u></p> <p>・医療法第43条 ・組合等登記令 ・登記事項</p> <p>① 目的及び業務 ② 名称 ③ 事務所 ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ⑥ 資産の総額 (注)登記を怠った場合又は不実の登記をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。<u>(医療法第93条第1号)</u></p> <p>・登記期間</p>	<p>(6) (略)</p> <p>4 登記</p>	<p>7 決算の都道府県知事への届出が毎会計年度終了後3月以内になされていること。</p> <p>1 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 登記事項の変更登記は法定期間</p>	<p>・医療法第52条第1項 (注)届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。<u>(医療法第76条第5号)</u></p> <p>・医療法第43条 ・組合等登記令 ・登記事項</p> <p>① 目的及び業務 ② 名称 ③ 事務所 ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ⑥ 資産の総額 (注)登記を怠った場合又は不実の登記をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。<u>(医療法第76条第1号)</u></p> <p>・登記期間</p>
----------------------------	--	---	----------------------------	--	---

<p>5 公告</p> <p>IV (略)</p>	<p>内に行われていること。</p> <p>4 (略)</p> <p>1 清算人が、債権者に対し債権の申出の催告を行う場合又は破産手続開始の申立てを行う場合の公告は定款又は寄附行為に定められた方法で適正に行われていること。</p>	<p>① 主たる事務所（2週間以内）</p> <p>② 従たる事務所（3週間以内）</p> <p>③ 資産の総額は毎会計年度終了後<u>3</u>月以内</p> <p>・資産の総額（貸借対照表の純資産額）は毎会計年度終了後、変更の登記が必要であること。</p> <p>・モデル定款・寄附行為（注）公告を怠った場合又は不実の公告をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。<u>（医療法第93条第9号）</u></p>	<p>5 公告</p> <p>IV (略)</p>	<p>内に行われていること。</p> <p>4 (略)</p> <p>1 清算人が、債権者に対し債権の申出の催告を行う場合又は破産手続開始の申立てを行う場合の公告は定款又は寄附行為に定められた方法で適正に行われていること。</p>	<p>① 主たる事務所（2週間以内）</p> <p>② 従たる事務所（3週間以内）</p> <p>③ 資産の総額は毎会計年度終了後<u>2</u>月以内</p> <p>・資産の総額（貸借対照表の純資産額）は毎会計年度終了後、変更の登記が必要であること。</p> <p>・モデル定款・寄附行為（注）公告を怠った場合又は不実の公告をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。<u>（医療法第76条第8号）</u></p>
---------------------------	---	---	---------------------------	---	---

## ○「医療法人の合併及び分割について」（平成 28 年 3 月 25 日医政発 0 3 2 5 第 5 号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 ～ 第 2 (略)</p> <p>第 3 合併の手続</p> <p>吸収合併の手続については、医療法（以下「法」という。）第 57 条から第 58 条の 6 まで及び第 67 条の規定を、新設合併の手続については、<u>法第 57 条</u>、第 59 条から第 59 条の 5 まで及び第 67 条の規定を遵守すること。</p> <p>1 合併決議及び認可（法第 57 条、第 58 条、第 58 条の 2、第 59 条及び第 59 条の 2、並びに医療法施行規則（以下「規則」という。）第 35 条、第 35 条の 2、第 35 条の 4 及び第 35 条の 5 関係）</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 医療法人が新設合併をする場合には、<u>新設合併をする医療法人の間</u>で、新設合併契約を締結しなければならないこと。</p> <p>(4) ～ (7) (略)</p> <p>2 合併の認可の申請（法第 58 条の 2、規則第 35 条の 2 及び第 35 条の 5 関係）</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 新設合併の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。</p>	<p>第 1 ～ 第 2 (略)</p> <p>第 3 合併の手続</p> <p>吸収合併の手続については、医療法（以下「法」という。）第 57 条から第 58 条の 6 まで及び第 67 条の規定を、新設合併の手続については、法第 59 条から第 59 条の 5 まで及び第 67 条の規定を遵守すること。</p> <p>1 合併決議及び認可（法第 57 条、第 58 条、第 58 条の 2、第 59 条及び第 59 条の 2、並びに医療法施行規則（以下「規則」という。）第 35 条、第 35 条の 2、第 35 条の 4 及び第 35 条の 5 関係）</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 医療法人が新設合併をする場合には、<u>新設合併設立医療法人と吸収合併消滅医療法人との間</u>で、新設合併契約を締結しなければならないこと。</p> <p>(4) ～ (7) (略)</p> <p>2 合併の認可の申請（法第 58 条の 2、規則第 35 条の 2 及び第 35 条の 5 関係）</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 新設合併の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。</p>

① (略)

② 1 [\(5\)](#) の手続を経たことを証する書類

③～⑨ (略)

(4) (略)

3 債権者の保護 (法第 58 条の 3、第 58 条の 4 及び第 59 条の 2 関係)

(1) 医療法人は、都道府県知事の吸収合併又は新設合併の認可があったときは、その認可の通知のあった日から 2 週間以内に、合併がその債権者に重大な利害関係があることに鑑み、債権者保護のために、その時点における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならないこと。また、当該財産目録及び貸借対照表については、吸収合併又は新設合併に係る登記がされるまでの間、主たる事務所に備え置き、債権者から請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。当該義務違反に対しては、罰則規定 (20 万円以下の過料。[法第 93 条第 10 号](#)) があること。閲覧については、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うこと。

(2) 医療法人は、吸収合併又は新設合併の認可の通知のあった日から 2 週間以内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならないこと。ただし、「一定の期間」については、2 月以上とすること。当該義務違反に対しては、罰則規定 (20 万円以下の過料。[法第 93 条第 11 号](#)) があること。

① (略)

② 1 [\(3\)](#) の手続を経たことを証する書類

③～⑨ (略)

(4) (略)

3 債権者の保護 (法第 58 条の 3、第 58 条の 4 及び第 59 条の 2 関係)

(1) 医療法人は、都道府県知事の吸収合併又は新設合併の認可があったときは、その認可の通知のあった日から 2 週間以内に、合併がその債権者に重大な利害関係があることに鑑み、債権者保護のために、その時点における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならないこと。また、当該財産目録及び貸借対照表については、吸収合併又は新設合併に係る登記がされるまでの間、主たる事務所に備え置き、債権者から請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。当該義務違反に対しては、罰則規定 (20 万円以下の過料。[法第 76 条第 9 号](#)) があること。閲覧については、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うこと。

(2) 医療法人は、吸収合併又は新設合併の認可の通知のあった日から 2 週間以内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならないこと。ただし、「一定の期間」については、2 月以上とすること。当該義務違反に対しては、罰則規定 (20 万円以下の過料。[法第 76 条第 10 号](#)) があること。

(3) (略)

(4) 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならないこと。ただし、吸収合併又は新設合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでないこと。当該義務違反に対しては、罰則規定（20万円以下の過料。[法第93条第11号](#)）があること。

4～6 (略)

第4～第5 (略)

第6 分割の手續

1 分割決議及び認可（法第60条、第60条の2、第61条及び第61条の2、並びに規則第35条の6、第35条の7、第35条の8及び第35条の10関係）

(1)～(5) (略)

(6) 吸収分割又は新設分割は、吸収分割承継医療法人又は新設分割設立医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないこと。[吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人又は新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の主たる事務所の所在地が2以上の都道府県の区域内に所在する場合にあっては、全ての都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないこと。](#)また、都道府県知事は、当該認可をし、又は認可をしない処分をするにあたっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

2 分割の認可の申請（規則第35条の8及び第35条の11関係）

(3) (略)

(4) 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならないこと。ただし、吸収合併又は新設合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでないこと。当該義務違反に対しては、罰則規定（20万円以下の過料。[法第76条第10号](#)）があること。

4～6 (略)

第4～第5 (略)

第6 分割の手續

1 分割決議及び認可（法第60条、第60条の2、第61条及び第61条の2、並びに規則第35条の6、第35条の7、第35条の8及び第35条の10関係）

(1)～(5) (略)

(6) 吸収分割又は新設分割は、吸収分割承継医療法人又は新設分割設立医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないこと。また、都道府県知事は、当該認可をし、又は認可をしない処分をするにあたっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

2 分割の認可の申請（規則第35条の8及び第35条の11関係）

(1) (略)

(2) 新設分割の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。

①～⑥ (略)

⑦ 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新設分割後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書

⑧～⑨ (略)

3 債権者の保護（法第60条の4、第60条の5及び第61条の3関係）

(1) 医療法人は、都道府県知事の吸収分割又は新設分割の認可があったときは、その認可の通知のあった日から2週間以内に、分割がその債権者に重大な利害関係があることに鑑み、債権者保護のためにその時点における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならないこと。また、当該財産目録及び貸借対照表については、吸収分割又は新設分割に係る登記がされるまでの間、主たる事務所に備え置き、債権者から請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。当該義務違反に対しては、罰則規定（20万円以下の過料。法第93条第10号）があること。閲覧については、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うこと。

(2) 医療法人は、吸収分割又は新設分割の認可の通知のあった日から2週間以内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対

(1) (略)

(2) 新設分割の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。

①～⑥ (略)

⑦ 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新設合併後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書

⑧～⑨ (略)

3 債権者の保護（法第60条の4、第60条の5及び第61条の3関係）

(1) 医療法人は、都道府県知事の吸収分割又は新設分割の認可があったときは、その認可の通知のあった日から2週間以内に、分割がその債権者に重大な利害関係があることに鑑み、債権者保護のためにその時点における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならないこと。また、当該財産目録及び貸借対照表については、吸収分割又は新設分割に係る登記がされるまでの間、主たる事務所に備え置き、債権者から請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。当該義務違反に対しては、罰則規定（20万円以下の過料。法第76条第9号）があること。閲覧については、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うこと。

(2) 医療法人は、吸収分割又は新設分割の認可の通知のあった日から2週間以内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対

しては、各別にこれを催告しなければならないこと。ただし、「一定の期間」については、2月以上とすること。当該義務違反に対しては、罰則規定（20万円以下の過料。[法第93条第11号](#)）があること。

(3) (略)

(4) 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならないこと。ただし、吸収分割又は新設分割をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでないこと。当該義務違反に対しては、罰則規定（20万円以下の過料。[法第93条第11号](#)）があること。

4～7 (略)

第7 (略)

しては、各別にこれを催告しなければならないこと。ただし、「一定の期間」については、2月以上とすること。当該義務違反に対しては、罰則規定（20万円以下の過料。[法第76条第10号](#)）があること。

(3) (略)

(4) 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならないこと。ただし、吸収分割又は新設分割をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでないこと。当該義務違反に対しては、罰則規定（20万円以下の過料。[法第76条第10号](#)）があること。

4～7 (略)

第7 (略)

## ○出資額限度法人モデル定款（「いわゆる「出資額限度法人」について」（平成 16 年 8 月 13 日医政発第 0813001 号）別添 2）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
出資額限度法人モデル定款	備 考	出資額限度法人モデル定款	備 考
医療法人〇〇会定款  第 1 章～第 4 章 （略） 第 5 章 社員総会 第 18 条～第 19 条 （略） 第 20 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (1)～(8) （略） (9) 他の医療法人との合併に係る契約の締結 2 （略） 第 21 条～第 26 条 （略） 第 6 章～第 10 章 （略） 附 則 （略）		医療法人〇〇会定款  第 1 章～第 4 章 （略） 第 5 章 社員総会 第 18 条～第 19 条 （略） 第 20 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (1)～(8) （略） (9) 他の医療法人との合併 <u>若しくは分割</u> に係る契約の締結 <u>又は分割計画の決定</u> 2 （略） 第 21 条～第 26 条 （略） 第 6 章～第 10 章 （略） 附 則 （略）	

○「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（平成29年3月21日医政発0321第5号）の「重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																																																																								
<p><b>重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記</b></p> <p>1. 継続事業の前提に関する注記</p> <p>2. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法</p> <p>6. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項</p> <p>7. 重要な会計方針を変更した旨等</p> <p>8. 担保に供されている資産に関する事項</p> <p>9. 地域医療連携推進法人会計基準第17条第3号に基づく医療連携推進目的取得財産残額</p> <p>10. 関係事業者との取引の内容</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 法人である関係事業者 <span style="float: right;">(単位：千円)</span></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>総資産額</th> <th>事業内容</th> <th>関係事業者との関係</th> <th>取引の内容</th> <th>取引金額</th> <th>科目</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">取引条件及び取引条件の決定方針等</p> <p style="margin-left: 20px;">注：「関係事業者との関係」欄について、参加法人との取引である場合には、参加法人である旨及び当該参加法人の有する地域医療連携推進法人の議決権割合を記載する。</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 個人である関係事業者 <span style="float: right;">(単位：千円)</span></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>氏名</th> <th>職業</th> <th>関係事業者との関係</th> <th>取引の内容</th> <th>取引金額</th> <th>科目</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">取引条件及び取引条件の決定方針等</p> <p style="margin-left: 20px;">注：「関係事業者との関係」欄について、社員との取引である場合には、社員である旨及び当該社員の有する地域医療連携推進法人の議決権割合を記載する。</p> <p>11. 重要な偶発債務に関する事項</p>	種類	名称	所在地	総資産額	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高											種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高									<p><b>重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記</b></p> <p>1. 継続事業の前提に関する注記</p> <p>2. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法</p> <p>6. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項</p> <p>7. 重要な会計方針を変更した旨等</p> <p>8. 担保に供されている資産に関する事項</p> <p>9. 地域医療連携推進法人会計基準第16条に基づく医療連携推進目的取得財産残額</p> <p>10. 関係事業者との取引の内容</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 法人である関係事業者 <span style="float: right;">(単位：千円)</span></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>総資産額</th> <th>事業内容</th> <th>関係事業者との関係</th> <th>取引の内容</th> <th>取引金額</th> <th>科目</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">取引条件及び取引条件の決定方針等</p> <p style="margin-left: 20px;">注：「関係事業者との関係」欄について、参加法人との取引である場合には、参加法人である旨及び当該参加法人の有する地域医療連携推進法人の議決権割合を記載する。</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 個人である関係事業者 <span style="float: right;">(単位：千円)</span></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>氏名</th> <th>職業</th> <th>関係事業者との関係</th> <th>取引の内容</th> <th>取引金額</th> <th>科目</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">取引条件及び取引条件の決定方針等</p> <p style="margin-left: 20px;">注：「関係事業者との関係」欄について、社員との取引である場合には、社員である旨及び当該社員の有する地域医療連携推進法人の議決権割合を記載する。</p> <p>11. 重要な偶発債務に関する事項</p>	種類	名称	所在地	総資産額	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高											種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高								
種類	名称	所在地	総資産額	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高																																																																
種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高																																																																		
種類	名称	所在地	総資産額	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高																																																																
種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高																																																																		

改正後

12. 重要な後発事象に関する事項

13. 参加法人ごとの取引の内容

(単位：円)

法人名	経常収益	経常費用	特別利益	特別損失	金銭債権	金銭債務
医療法人〇〇	事業収益 ○○ 受取会費 ○○ 受取利息 ○○	賃借料 ○○ 支払利息 ○○	○○ ○○	○○ ○○	事業未収金 ○○ 長期貸付金 ○○	短期借入金 ○○ 未払金 ○○ 長期借入金 ○○
.....						
.....						

14. その他地域医療連携推進法人の財政状態及び損益の状況を明らかにするために必要な事項

改正前

12. 重要な後発事象に関する事項

13. 参加法人ごとの取引の内容

(単位：円)

法人名	経常収益	経常費用	特別利益	特別損失	金銭債権	金銭債務
医療法人〇〇	事業収益 ○○ 受取会費 ○○ 受取利息 ○○	賃借料 ○○ 支払利息 ○○	○○ ○○	○○ ○○	事業未収金 ○○ 長期貸付金 ○○	短期借入金 ○○ 未払金 ○○ 長期借入金 ○○
.....						
.....						

14. その他地域医療連携推進法人の財政状態及び損益の状況を明らかにするために必要な事項

○ 「医療機関債」発行等のガイドラインについて」（平成 16 年 10 月 25 日医政発第 1025003 号）の「別添」の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別 添</div> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 医療機関債を発行するに当たって遵守すべき事項等</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 債券購入者等との関係</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 決算期ごとの情報の開示</p> <p>① <u>医療法第 5 1 条の 4</u>の規定により、医療法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事の監査報告書等を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないものであること。その際、医療法人は、これらに加え、医療機関債の資金の用途又は取得した資産の状況、直近の 3 会計年度の財務状況を記載した書類についても、法定の書類と同様に毎年作成し、決算期ごと、債権者に対して情報提供を行うものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第 3 (略)</p>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別 添</div> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 医療機関債を発行するに当たって遵守すべき事項等</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 債券購入者等との関係</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 決算期ごとの情報の開示</p> <p>① <u>医療法第 5 1 条の 2</u>の規定により、医療法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事の監査報告書等を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないものであること。その際、医療法人は、これらに加え、医療機関債の資金の用途又は取得した資産の状況、直近の 3 会計年度の財務状況を記載した書類についても、法定の書類と同様に毎年作成し、決算期ごと、債権者に対して情報提供を行うものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第 3 (略)</p>

(参考)

## 関連諸規定

### ○医療法

(医療法人)

第39条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

2 (略)

第41条 (略)

第42条の2 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたもの（以下「社会医療法人」という。）は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務（以下「収益業務」という。）を行うことができる。

一～三 (略)

四 救急医療等確保事業（当該医療法人が開設する病院又は診療

(参考)

## 関連諸規定

### ○医療法

(医療法人)

第39条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

2 (略)

第41条 (略)

第42条の2 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたもの（以下「社会医療法人」という。）は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務（以下「収益業務」という。）を行うことができる。

一～三 (略)

四 救急医療等確保事業（当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに

所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る。次条において同じ。)に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県(次のイ又はロに掲げる医療法人にあつては、それぞれイ又はロに定める都道府県)において行っていること。

イ 二以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人(ロに掲げる者を除く。) 当該病院又は診療所の所在地の全ての都道府県

ロ 一の都道府県において病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める第30条の4第2項第14号に規定する区域に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める同号に規定する区域において診療所を開設する医療法人であつて、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして厚生労働省令で定める基準に適合するもの 当該病院の所在地の都道府県

五～七 (略)

2 (略)

3 収益業務に関する会計は、当該社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務及び前条各号に掲げる業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(書類の整備、閲覧)

第51条の4 医療法人(次項に規定する者を除く。)は、次に掲げる書類をその主たる事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供し

限る。)に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。

(新設)

五～七 (略)

2 (略)

3 収益業務に関する会計は、当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務及び前条各号に掲げる業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(書類の整備、閲覧)

第51条の2 医療法人(社会医療法人を除く。)は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

なければならない。

一 事業報告書等

二 第46条の8第3号の監査報告書(以下「監事の監査報告書」という。)

三 定款又は寄附行為

2 社会医療法人及び第51条第2項の医療法人(社会医療法人を除く。)は、次に掲げる書類(第2号に掲げる書類にあつては、第51条第2項の医療法人に限る。)をその主たる事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

一 前項各号に掲げる書類

二 公認会計士又は監査法人の監査報告書(以下「公認会計士等の監査報告書」という。)

3 医療法人は、第51条の2第1項の社員総会の日(財団たる医療法人にあつては、同条第五項において読み替えて準用する同条第一項の評議員会の日)の一週間前の日から5年間、事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4 前3項の規定は、医療法人の従たる事務所における書類の備置き及び閲覧について準用する。この場合において、第1項中「書類」とあるのは「書類の写し」と、第2項中「限る。）」とあるのは「限る。）」の写し」と、前項中「5年間」とあるのは「3年間」と、「事業報告書等」とあるのは「事業報告書等の写し」と、「監査報告書」とあるのは「監査報告書の写し」と読み替えるものとする。

一 事業報告書等

二 第46条の4第7項第3号の監査報告書(以下「監事の監査報告書」という。)

三 定款又は寄附行為

2 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

一 前項各号に掲げる書類

二 前条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士又は監査法人の監査報告書(以下「公認会計士等の監査報告書」という。)

(新設)

(新設)

## ○医療法施行規則

(医療法人の資産)

第30条の34 医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。

(社会医療法人の認定要件)

第30条の35 の3 法第42条の2第1項第6号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 当該医療法人の運営について、次のいずれにも該当すること。
  - イ 当該医療法人の理事の定数は六人以上とし、監事の定数は二人以上とすること。

(削除)

ロ～リ (略)

- 二 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額が経常費用の額の100分の60を超えること。

ロ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）

## ○医療法施行規則

(医療法人の資産)

第30条の34 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。

(社会医療法人の認定要件)

第30条の35 の2 法第42条の2第1項第6号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 当該医療法人の運営について、次のいずれにも該当すること。
  - イ 当該医療法人の理事の定数は六人以上とし、監事の定数は二人以上とすること。

ロ 当該医療法人が社団である医療法人である場合にあつては当該社団である医療法人の理事及び監事は社員総会の決議によつて、当該医療法人が財団である医療法人である場合にあつては当該財団である医療法人の理事及び監事は評議員会の決議によつて選任されること。

ハ～ヌ (略)

- 二 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

(新設)

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）

に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）（第57条の2第1項第2号イにおいて単に「社会保険診療に係る収入金額」という。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）（第57条の2第1項第2号イにおいて単に「健康増進事業に係る収入金額」という。）、予防接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。第57条の2第1項第2号イにおいて同じ。）に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）（第57条の2第1項第2号イにおいて単に「助産に係る収入金額」という。）、介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）（第57条の2第1項第2号イにおいて単に「介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額」という。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する介護給付費、特例

に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）及び助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額（第57条の2第1項第2号イにおいて「障害福祉サービス等に係る収入金額」という。）の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

ハ (略)

ニ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。以下同じ。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

2 前項第一号トに規定する遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する当該医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下同じ。）の資産の

ロ (略)

ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

2 前項第一号チに規定する遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する当該医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）の資産の総額に対す

総額に対する割合を乗じて得た額とする。

- 一 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産

二～六 (略)

○医療法人運営管理指導要綱(平成2年3月1日付健政発第110号「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」別添)

I 組織運営 2 役員 (6) 監事

- 1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。(備考:医療法第46条の4第3項、医療法第46条の5第8項)
- 2 当該法人の業務及び財産の状況特に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていること。(備考:医療法第46条の8第1号及び第2号)
- 3 監査報告書が作成され、会計年度終了後3月以内に社員総会又は評議員会及び理事会に提出されていること。(備考:医療法第46条の8第3号)
- 4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。  
また、病院、介護老人保健施設又は介護医療院等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望まし

る割合を乗じて得た額とする。

- 一 当該医療法人が開設する病院、診療所、又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産

二～六 (略)

○医療法人運営管理指導要項(平成2年3月1日付健政発第110号「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」別添)

I 組織運営 2 役員 (6) 監事

- 1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。(備考:医療法第48条)
- 2 当該法人の業務及び財産の状況特に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていること。(備考:医療法第46条の4第7項第1号及び第2号)
- 3 監査報告書が作成され、会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事会に提出されていること。(備考:医療法第46条の4第7項第3号)
- 4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。  
また、病院、又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。(備考:特に

い。(備考：医療法第51条第2項の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査を受けること。)

5 監事の職務の重要性に鑑み、実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されることなく、財務諸表を監査しうる者が選任されていること。

6 監事は理事会に出席する義務があり、必要があると認めるときは意見を述べなければならないこと。(備考：医療法第46条の8の2第1項)

### Ⅲ管理 3会計管理 (3) 債権債務の状況

1 (略)

2 借入金は社員総会又は評議員会、理事会の議決を経て行われていること。(備考：モデル定款・寄附行為)

3 (略)

4 債権又は債務が財政規模に比し過大になっていないこと。(備考：法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、理事又は清算人は、直ちに破産手続の申立てをしなければならないこと。(注)破産手続開始の申立てを怠った場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第9.3条第8号) )

## ○金融商品取引法

第2条第1項 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこと。)

5 実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されていることは適当でなく財務諸表を監査しうる者が選任されていること。

(新設)

### Ⅲ管理 3会計管理 (3) 債権債務の状況

1 (略)

2 借入金は社員総会、理事会の議決を経て行われていること。(備考：モデル定款・寄附行為)

3 (略)

4 債権又は債務が財政規模に比し過大になっていないこと。(備考：法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、理事又は清算人は、直ちに破産手続の申立てをしなければならないこと。(注)破産手続開始の申立てを怠った場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第7.6条第6号) )

## ○金融商品取引法

第2条第1項 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一～十 (略)

十一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券、新投資口予約権証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券

十二～十八 (略)

十九 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第21項第3号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場(第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。)において行う取引であつて第21項第3号に掲げる取引と類似の取引(金融商品(第24項第3号の2に掲げるものに限る。)又は金融指標(当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。)に係るものを除く。)に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第22項第3号若しくは第4号に掲げる取引に係る権利(以下「オプション」という。)を表示する証券又は証書

二十～二十一 (略)

○出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 (略)

○租税特別措置法 (略)

一～十 (略)

十一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券

十二～十八 (略)

十九 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第21項第3号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場(第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。)において行う取引であつて第21項第3号に掲げる取引と類似の取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第22項第3号若しくは第4号に掲げる取引に係る権利(以下「オプション」という。)を表示する証券又は証書

二十～二十一 (略)

○出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 (略)

○租税特別措置法 (略)

## ○租税特別措置法施行令

(特定の医療法人の法人税率の特例)

第39条の25 法第67条の2第1項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 (略)

二 その運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの(以下この号及び次号において「役員等」という。)のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者(同号において「親族等」という。)の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも三分の一以下であること。

イ～ハ (略)

三～四 (略)

五 その経理に関し次に掲げる基準に適合していること。

イ 財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。

ロ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理が行われていないこと。

六 当該法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

2 法第67条の2第1項の承認を受けようとする医療法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長を経由し

## ○租税特別措置法施行令

(法人税率の特例の適用を受ける医療法人の要件等)

第39条の25 法第67条の2第1項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 (略)

二 その運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの(以下この項において「役員等」という。)のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者(以下次号において「親族等」という。)の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも三分の一以下であること。

イ～ハ (略)

三～四 (略)

五 当該法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

(新設)

2 法第67条の2第1項の承認を受けようとする医療法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長を経由し

て、国税庁長官に提出しなければならない。

一 申請者の名称、納税地及び法人番号

二～五 (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～二 (略)

三 第1項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類

4～6 (略)

7 厚生労働大臣は、第一項第一号の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

て、国税庁長官に提出しなければならない。

一 申請者の名称及び納税地

二～五 (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～二 (略)

三 第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類

4～6 (略)

(新設)